

## 令和7年度 秦野市上下水道局水道水質検査計画



## **秦野市水道水質計画の策定にあたって**

秦野市上下水道局では、事業計画として令和3年3月に“はだの上下水道ビジョン-秦野の上下水道の「今まで」と「これから」-”を定めました。

そのビジョンの中で基本施策として水質管理の強化があります。本市の水道水が水道基準に適合し、安全であることを保障するために秦野市水道水質検査計画を策定しました。

## **目次**

1 水質検査の基本方針.....	1
2 水道事業の概要.....	2
3 原水及び浄水の水質状況並びに水質上の留意点.....	6
4 水質検査地点 .....	6
5 水質検査項目及び検査頻度 .....	8
6 臨時の水質検査等 .....	21
7 水質検査の実施方法.....	22
8 水道水質検査計画と水質検査結果の公表方法 .....	22
9 水道水質検査計画を実施する上での注意事項.....	22

## 1 水質検査の基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために、必要不可欠なものです。

秦野市上下水道局では、この水質検査の適正化を確保するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき年度毎に水道水質検査計画を策定します。それに基づき水質検査を実施します。

水質検査は、各水源(原水)と各配水場(浄水)及び各配水系統の蛇口(末端給水栓)で行います。水質検査の項目としては、水道法で定められている項目(水質基準項目及び1日1回行う水質検査)及び秦野市が独自に実施する項目(水質管理目標設定項目等)になります。

これらの検査結果を水質管理にフィードバックし、安全な水の供給に努めていきます。

## 2 水道事業の概要

### (1) 給水状況

区分	内容
給水区域	秦野市の区域及び松田町の一部の区域
給水人口	160,820 人
給水戸数	80,102 世帯
普及率	99.90%
年間給水量	19,291,976m <sup>3</sup> (前年比 41,608m <sup>3</sup> )
年間有収水量	17,630,762m <sup>3</sup> (前年比 -266,589m <sup>3</sup> )
1日平均給水量	52,710m <sup>3</sup> (前年比 -31m <sup>3</sup> )
1日最大給水量	57,508m <sup>3</sup> (前年比 -637m <sup>3</sup> )
有収率	91.39%

上下水道事業統計要覧 令和5年度版より

### (2) 水道施設の概要

#### ア 水源の名称及び水源の種別

秦野市内全域に自己水源が 46 か所、浄水受水施設が 1 か所あります。  
水源の内訳としては、表流水 2 か所、伏流水 1 か所、深井戸 33 か所、浅井戸 7 か所、湧水 3 か所、浄水受水 1 か所になっています。

取水施設	水源種別	浄水処理場所	浄水処理方法
峰の下取水場	浅井戸	城山配水場	塩素消毒 エアレーション
岩井戸取水場	浅井戸	広畠配水場	塩素消毒 エアレーション
東脇取水場	浅井戸		
秦野田取水場	浅井戸		
前河原取水場	深井戸		
後田取水場	深井戸		
尾尻端取水場	深井戸	八幡山配水場	塩素消毒 エアレーション
峰開戸取水場	深井戸		
向原取水場	深井戸		

取水施設	水源種別	浄水処理場所	浄水処理方法
芹沢取水場	深井戸	金井場配水場	塩素消毒
本町第8取水場	深井戸		
本町第11取水場	深井戸		
本町第12取水場	深井戸		
本町第13取水場	深井戸		
東田原取水場	深井戸		
船道取水場	深井戸		
諏訪越取水場	深井戸	向山配水場	塩素消毒
沼代取水場	浅井戸	千村配水場	塩素消毒
沼代第2取水場	深井戸		
宮の前取水場	深井戸		
蓑毛取水場	湧水	蓑毛配水場	塩素消毒
寺山取水場	湧水	寺山配水場	塩素消毒
桐ヶ窪取水場	深井戸		
久保取水場	深井戸	落合配水場	塩素消毒 エアレーション
中河内取水場	深井戸		
菩提取水場	深井戸	菩提高区配水場	塩素消毒
羽根取水場	深井戸	羽根配水場	塩素消毒
小羽根取水場	深井戸		
馬場取水場	深井戸		
深沢取水場	表流水	堀山下高区配水場	塩素消毒
猿渡取水場	表流水	堀山下浄水場	急速濾過 塩素消毒
森戸下取水場	伏流水		
桜土手取水場	深井戸	堀山下低区配水場	塩素消毒
森戸下第2取水場	浅井戸		
反房取水場	深井戸		
下河原取水場	深井戸		
戸川取水場	深井戸		
沢の下取水場	深井戸	湯の沢高区配水場	塩素消毒
本町第5取水場	深井戸	六間配水場	塩素消毒 エアレーション
本町第9取水場	深井戸		
本町第10取水場	深井戸		

取水施設	水源種別	浄水処理場所	浄水処理方法
政ヶ谷戸取水場	深井戸	横野配水場	塩素消毒
横野第2取水場	浅井戸	山居配水場	塩素消毒
小原境取水場	深井戸	神明開戸取水場	塩素消毒
柳川取水場	深井戸	柳川配水場	塩素消毒
大久保取水場	湧水	八沢大久保配水場	塩素消毒

#### イ 水道施設の名称及び浄水方法

秦野市内全域に 26 か所の施設があり、浄水方法は、河川水を水源とする堀山下浄水場では凝集沈殿急速濾過方式による浄化処理を行っています。それ以外の配水場は、清浄な地下水を水源としているため、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒のみの処理を行っていますが、一部に揮発性有機化合物除去のためエアレーション処理を行っている施設があります。

名称	浄水処理方法	配水池容量(m <sup>3</sup> )	配水量 (m <sup>3</sup> /日)
城山配水場	塩素消毒 エアレーション	5,500	4,271
内久根配水場	浄水受水	2,250	3,401
広畠配水場	塩素消毒 エアレーション	4,000	3,729
八幡山配水場	塩素消毒 エアレーション	4,480	5,673
金井場配水場	塩素消毒	9,660	12,272
向山配水場	塩素消毒	4,550	3,947
千村配水場	塩素消毒	3,200	3,693
蓑毛配水場	塩素消毒	455	199
寺山配水場	塩素消毒	630	1,244
落合配水場	塩素消毒 エアレーション	1,630	1,104
菩提高区配水場	塩素消毒	220	139
菩提低区配水場	浄水受水	300	122
羽根配水場	塩素消毒	1,400	1,794

名称	浄水処理方法	配水池容量(m <sup>3</sup> )	配水量(m <sup>3</sup> /日)
堀山下高区配水場	浄水受水	200	245
堀山下浄水場 堀山下中区配水場	凝集沈殿 急速濾過 塩素消毒	2,400	2,078
堀山下低区配水場	塩素消毒	3,400	4,086
湯の沢高区配水場	塩素消毒	250	166
峠配水場	浄水受水	1,000	1,255
六間配水場	塩素消毒 エアレーション	4,000	2,384
横野配水場	塩素消毒	450	227
山居配水場	塩素消毒	100	30
神明開戸配水場	塩素消毒	400	200
三廻部高区配水場	浄水受水	200	158
柳川配水場	塩素消毒	300	139
菖蒲配水場	浄水受水	200	93
八沢大久保配水場	塩素消毒	100	60

上下水道事業統計要覧 令和5年度版より

### 3 原水及び浄水の水質状況並びに水質上の留意点

#### (1) 原水

地下水を主な水源としているため、良好な状況です。

テトラクロロエチレンの検査項目で水質基準値を超過する水源が 4 か所あります  
が、浄水装置(エアレーション処理)を設置し、浄水では、水質基準の10分の1程  
度になっています。

水源	水源の種別	水質管理上留意すべき項目
前河原取水場		
本町第 5 取水場		
本町第 9 取水場	深井戸	テトラクロロエチレン
本町第 10 取水場		

#### (2) 浄水

過去の検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。こ  
れからも継続して安全で良質な水道水を供給するため、水質検査では、水道法で  
定められている水質基準項目の他に水質管理目標設定項目などについても定期  
的に検査をします。

### 4 水質検査地点

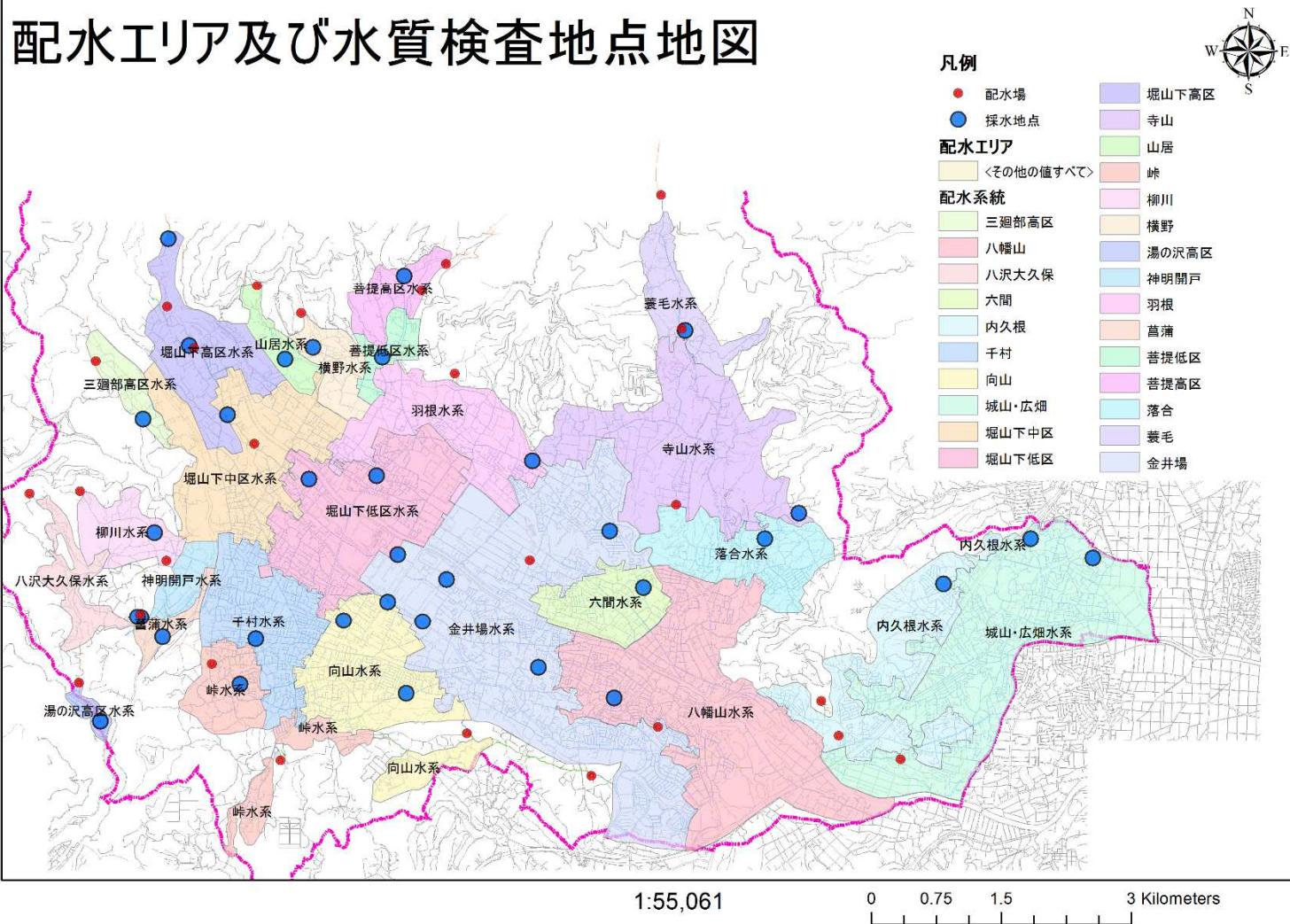
#### (1) 水源

原水の検査地点は、原水の直近の水栓から採水し、検査試料としています。全  
部で 46 か所において検査を実施します。

#### (2) 浄水

水道水として、水質基準項目及び水質管理目標設定項目等の水質検査を実施  
する地点です。浄水の検査地点は、各水系の給水栓で採水し検査試料としていま  
す。全部で 35 か所(ニタ子送水ポンプ場合む)において検査を実施します。

# 配水エリア及び水質検査地点地図



## 5 水質検査項目及び検査頻度

### (1) 毎日検査項目(3項目)

水道法施行規則15条第1項1号及び2号により、給水栓(蛇口)で毎日検査を行うことが義務づけられている色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)について検査します。各配水系統の給水栓等(34カ所)で検査を行います。

	検査事項	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上

水質検査は、各配水系統の給水栓等で行います。

### (2) 水質基準項目(51項目)

給水栓(蛇口)において適用され、水質基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目です。各配水系統の給水栓等(35カ所、二タ子送水ポンプ場合む)で検査を行います。

#### ア 検査頻度

##### (ア) 毎月1回

法令に基づく水質検査表(1)水質基準項目の項目 No.1、2、38～40、46～51

##### (イ) 年4回( 3カ月に1回以上 )

法令に基づく水質検査表(1)水質基準項目の項目 No.10～11、21～31、39～40( 六間配水場については No.18、19 を追加 )

##### (ウ) 年1回( 過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下であるときは概ね1年に1回以上、10分の1以下であるときは概ね3年に1回以上 )

水質基準項目	基準値 過去3年間 最高値 <sup>*1</sup>	基準値の 1/5		基準値の 1/10		法定の 検査頻度	省略可能な 検査頻度	検査頻度	分類
		mg/L							
1	一般細菌	100 CFU/ mL	61			月1回	省略不可	月1回	微生物
		不検出	0						

	水質基準項目	基準値	過去3年間	基準値の 1/5	基準値の 1/10	法定の 検査頻度	省略可能な 検査頻度	検査頻度	分類
			最高値 <sup>1</sup>						
			mg/L					浄水	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003 未満	0.0006	0.0003	年 4 回	3 年 1 回 <sup>2</sup>	年 1 回	無機物質
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005 未満	0.0001	0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001 未満	0.002	0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001 未満	0.002	0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001 未満	0.002	0.001				
8	六価クロム化合物	0.02	0.002 未満	0.004	0.002				
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004 未満	0.008	0.004				
10	シアン化物イオシン及び塩化シアソ	0.01	0.001 未満	0.002	0.001		省略不可	年 4 回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5.58	2	1		年 4 回	年 4 回	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05	0.16	0.08				
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03	0.2	0.1	3 年 1 回 <sup>2</sup>	年 1 回	有機物質	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	0.0004	0.0002				
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005 未満	0.01	0.005				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.0002 未満	0.008	0.004				

	水質基準項目	基準値	過去3年間	基準値の 1/5	基準値の 1/10	法定の 検査頻度	省略可能な 検査頻度	検査頻度	分類
			最高値 <sup>*1</sup>						
			mg/L					浄水	
17	ジクロロメタン	0.02	0.0002 未満	0.004	0.002				
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0028	0.002	0.001		1年1回 <sup>*3</sup> 又は4回 <sup>*4</sup>		
19	トリクロロエチレン	0.01	0.0002 未満	0.002	0.001		3年1回 <sup>*2</sup>	1年1回 <sup>*3</sup> 又は4回 <sup>*4</sup>	
20	ベンゼン	0.01	0.0002 未満	0.002	0.001				
21	塩素酸	0.6	0.15	0.12	0.06				
22	クロロ酢酸	0.02	0.002	0.004	0.002				
23	クロロホルム	0.06	0.016	0.012	0.006				
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.009	0.006	0.003				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004	0.02	0.01				
26	臭素酸	0.01	0.001 未満	0.002	0.001				
27	総トリハロメタン	0.1	0.020	0.02	0.01				
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.010	0.006	0.003				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.005	0.006	0.003				
30	ブロモホルム	0.09	0.002	0.018	0.009				
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008	0.016	0.008				
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01	0.2	0.1		3年1回 <sup>*2</sup>		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	0.04	0.02		1年1回 <sup>*3</sup>		
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03	0.06	0.03		3年1回 <sup>*2</sup>	年1回	無機物質
35	銅及びその化合物	1.0	0.01	0.2	0.1		3年1回 <sup>*2</sup>		
36	ナトリウム及びその化合物	200	11.5	40	20				

	水質基準項目	基準値	過去3年間	基準値の	基準値の	法定の	省略可能な	検査頻度	分類		
			最高値 <sup>*1</sup>	1/5	1/10	検査頻度	検査頻度				
		mg/L									
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005 未満	0.01	0.005						
38	塩化物イオン	200	11.3	40	20	月1回	省略不可	月1回			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	126	60	30	年4回	年4回	年4回			
40	蒸発残留物	500	219	100	50		3年1回 <sup>*2</sup>				
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02 未満	0.04	0.02	月1回 <sup>*5</sup>	—	年1回	有機物質		
42	ジオスミン	0.00001 1	0.000001 未満	0.000002	0.000001						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 1	0.000001 未満	0.000002	0.000001						
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002 未満	0.004	0.002		3年1回 <sup>*2</sup>				
45	フェノール類	0.005	0.0005 未満	0.001	0.0005						
46	有機物(TOC)	3	0.5	0.6	0.3	月1回	省略不可	月1回	基礎的性状		
47	pH値	5.8-8.6	8.1								
48	味	異常なし									
49	臭気	異常なし									
50	色度	5度	0.5 未満	1.0	0.5						
51	濁度	2度	0.3	0.4	0.2						

\*1 過去3年間の最高値は、浄水の定期検査結果の最高値です。なお、未満表示となるものは、定量下限値未満になります。

\*2 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で、原水等の変動による汚染のおそれがない場合、検査を3年に1回に省略することができますが、検査は年1回とします。

\*3 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で、原水等の変動による汚染のおそれがない場合、検査を年1回に省略することができます。

\*4 六間配水場においてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを年4回検査します。

\*5 この物質を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認

められる場合は省略することができ、秦野市では、これまでに検出されたことがないことから、年1回検査を実施します。

### (3) 水質管理目標設定項目(27項目)

水道管理目標設定項目は水道法で検査を義務付けられているものではありませんが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、より質の高い水道水を供給するために必要な項目について検査します。

水質管理目標設定項目のうち、水質基準項目と重複する項目、浄水工程で二酸化塩素を使用する場合に検査する項目、残留塩素及び農薬類を除く17項目を各配水系統の35か所(二タ子送水ポンプ場合む)の給水栓で年1回検査します。

農薬類については、ゴルフ場や水田などに隣接する水源2カ所の原水で年1回検査を行います。

	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L) (P:暫定)	浄水 検査頻度	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02	年1回	
2	ウラン及びその化合物	0.002 P <sup>*1</sup>	年1回	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	年1回	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	年1回	
5	トルエン	0.4	年1回	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	年1回	
7	亜塩素酸	0.6	—	浄水工程で二酸化塩素を使用していないため省略
8	二酸化塩素	0.6	—	浄水工程で二酸化塩素を使用していないため省略
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 P <sup>*1</sup>	年1回	
10	泡水クロラール	0.02 P <sup>*1</sup>	年1回	
11	農薬類	1 <sup>*2</sup>	年1回 <sup>*3</sup>	対象農薬リスト掲載農薬類 115項目
12	残留塩素	1	—	月1回の検査と重複のため省略
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	—	水質基準項目と重複のため省略
14	マンガン及びその化合物	0.01	—	水質基準項目と重複のため省略
15	遊離炭酸	20	年1回	(おいしい水項目)
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	年1回	

17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	年1回	
18	有機物等(過マンガン酸カリウム 消費量)	3	年1回	(おいしい水項目)
19	臭気強度(TON)	3 TON	年1回	(おいしい水項目)
20	蒸発残留物	30~200	—	水質基準項目と重複のため省略
21	濁度	1度	—	水質基準項目と重複のため省略
22	pH値	7.5	—	水質基準項目と重複のため省略
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	年1回	
24	従属栄養細菌	2,000CFU/mL P <sup>*1</sup>	年1回	
25	1-1-ジクロロエチレン	0.1	年1回	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	—	水質基準項目と重複のため省略
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタ ン酸(PFOA)	和として 0.00005mg/L P <sup>*1</sup>	年1回	

\*1 目標値のPは、暫定目標値の意です。

\*2 各農薬の検出値と目標値との比の総和であり、単位はありません。

\*3 農薬類については岩井戸取水場、森戸下第2取水場の2か所で年1回検査します。

#### (4) 要検討項目(46項目)

要検討項目とは、毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目であり、今後、データの収集を図ってゆくものとして定められた項目です。

要検討項目46項目のうちダイオキシン類について、地下水のモニタリングとして、原水5か所で年1回検査を行います。

	要検討項目	目標値等	原水 検査頻度	備考
1	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L P <sup>*1</sup>	年1回 <sup>*2</sup>	

\*1 目標値のPは、暫定目標値の意です。

\*2 ダイオキシン類は、岩井戸取水場(金目川左岸側下流域)、前河原取水場(金目川右岸側下流域)、沼代取水場(四十八瀬川下流域)、本町第9取水場(水無川左岸側)及び本町第13取水場(水無川右岸側)の5か所で検査を実施します。

## (5) 原水における水質検査項目

46カ所の水源の原水について、水質基準項目（消毒副生成物11項目及び味を除く39項目）を年1回検査します。

またペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について年1回検査します。

	水質基準項目	基準値	検査頻度	分類
		mg/L	原水 <sup>*1</sup>	
1	一般細菌	100CFU/mL	年1回	微生物
2	大腸菌	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	0.003		
4	水銀及びその化合物	0.0005		
5	セレン及びその化合物	0.01		
6	鉛及びその化合物	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	0.01		
8	六価クロム化合物	0.02		
9	亜硝酸態窒素	0.04		
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		
12	フッ素及びその化合物	0.8		
13	ホウ素及びその化合物	1.0		
14	四塩化炭素	0.002		無機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		
17	ジクロロメタン	0.02		
18	テトラクロロエチレン	0.01		
19	トリクロロエチレン	0.01		
20	ベンゼン	0.01		
21	亜鉛及びその化合物	1.0	有機物質	無機物質
22	アルミニウム及びその化合物	0.2		
23	鉄及びその化合物	0.3		
24	銅及びその化合物	1.0		
25	ナトリウム及びその化合物	200		
26	マンガン及びその化合物	0.05		
27	塩化物イオン	200		

28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		
29	蒸発残留物	500		
30	陰イオン界面活性剤	0.2		
31	ジェオスミン	0.00001		
32	2-メチルイソボルネオール	0.00001		
33	非イオン界面活性剤	0.02		
34	フェノール類	0.005		
35	有機物(TOC)	3		
36	pH値	5.8-8.6		
37	臭気	異常なし		
38	色度	5 度		
39	濁度	2 度		

\*1 すべての取水場の原水について水質基準項目の内、消毒副生成物、味を除く39項目について、年1回検査を実施します。

	水質管理目標設定項目	目標値等	原水 検査頻度	備考
1	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	和として 0.00005mg/L P <sup>*1</sup>	年1回 <sup>*2</sup>	

\*1 目標値のPは、暫定目標値の意です。

\*2 複数の水源から構成される水系において、すべての原水を年1回検査します。

## (6) クリプトスボリジウム等検査項目

クリプトスボリジウム及びジアルジア検査、クリプトスボリジウム指標菌検査は、「水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針」(平成19年3月30日付け健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課通知)に基づき、検査を実施します。

クリプトスボリジウム及びジアルジアは、水源4か所で検査を行います。森戸下取水場及び猿渡取水場では年1回検査を行い、深沢取水場、蓑毛取水場では年4回検査を行います。

クリプトスボリジウム指標菌は、すべての水源で年4回検査を行います。ただし水源が湧水であり、クリプトスボリジウム指標菌の検出の可能性がある地点(深沢取水場、蓑毛取水場)については監視強化のため月1回検査します。

	微生物検査項目	目標値等	原水 検査頻度	備考
1	クリプトスボリジウム	不検出	年1回又は年4回 <sup>*1</sup>	
2	ジアルジア	不検出	年1回又は年4回 <sup>*1</sup>	
3	大腸菌	不検出	年4回 <sup>*2</sup>	
4	嫌気性芽胞菌	不検出	年4回 <sup>*2</sup>	

\*1 クリプトスボリジウム及びジアルジアについては、蓑毛取水場、深沢取水場、猿渡取水場及び森戸下取水場の4か所で検査を実施します。猿渡取水場と森戸下取水場は年1回検査します。蓑毛取水場と深沢取水場にあっては年4回検査します。

\*2 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は、クリプトスボリジウム指標菌に位置付けられており、すべての水源で年4回の検査を行います。ただし蓑毛取水場と深沢取水場にあっては月1回検査します。

## (7) 放射性物質検査項目

放射性物質検査は「水道水中の放射性物質に関する指標当の取扱い等について」(平成 23 年 4 月 4 日付け健水発 0404 第 4 号厚生労働省健康局水道課長通知)【一部改定: 平成 23 年 6 月 30 日付け健水発 0630 第 3 号】及び「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 2 号厚生労働省健康医局水道課長通知)に基づき、水道水の安全性の確認を行うために実施します。合計 22か所の水道水(原水含む)について放射性物質水質検査を3カ月に1回行います。

	放射性物質	基準値	浄水 検査頻度	原水(監視井戸 <sup>*1</sup> ) 検査頻度	備考
1	放射性セシウム (Cs134)	合算で 10Bq/kg	年4回 <sup>*2</sup>	年4回 <sup>*3</sup>	
2	放射性セシウム (Cs137)		年4回 <sup>*2</sup>	年4回 <sup>*3</sup>	

\*1 ある水質検査項目について、水質の変動を確認する必要があり、それを調査する地点を監視井戸として選定しています。

\*2 放射性物質水質検査については、平成 23 年度～平成 26 年度(平成 27 年 3 月時点)の水質検査の結果、すべての検査地点で検出下限値以下であったことから平成 27 年度から平成 30 年度 6 月分まで浄水全 20 か所で 3 ヶ月に 1 回の検査頻度に変更しています。平成 30 年度 6 月に名古木配水場が休止になったころからそれ以降は浄水 19 か所で測定しています。

\*3 放射性物質水質検査において、監視井戸は、岩井戸取水場(浅井戸)、蓑毛取水場(湧水)、本町第 5 取水場(深井戸)の 3 か所とし、3 ヶ月に 1 回検査を実施します。表流水については、堀山下浄水場水道水(浄水)の検査で確認しています。

## (8) その他の水質検査項目

その他水質管理上必要と判断した項目について検査を実施します。

### (ア) 色度、濁度、アンモニア態窒素及び電気伝導率

水質汚染の指標であり次亜塩素酸ナトリウムの殺菌作用に影響を与えるアンモニア態窒素の検査及び水質の変化をモニタリングするために電気伝導率の検査を原水で年4回検査します。またクリプトスピリジウムの管理に必要な濁度及び見た目に関する色度についても年4回検査します。

	水質管理及び水質変化モニタリングのための項目	基準値等	原水 検査頻度	備考
1	色度	5 度	年4回 <sup>*1</sup>	
2	濁度	2 度	年4回 <sup>*1</sup>	
3	電気伝導率	-	年4回 <sup>*1</sup>	
4	アンモニア態窒素	-	年4回 <sup>*1</sup>	

\*1 クリプトスピリジウム指標菌の採水に合わせて実施します。

### (イ) 挥発性有機塩素化合物

エアレーションによる浄水工程の性能の確認をするために六間配水場及び八幡山配水場の曝気装置の入口出口において、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンを3カ月に1回検査します。

また取水場(前河原取水場、本町第5取水場、本町第9取水場、本町第10取水場)の原水についても3カ月に1回検査します。

	揮発性有機塩素化合物のモニタリング項目	基準値	曝気装置入口出口 検査頻度	監視井戸 検査頻度 <sup>*1</sup>	備考
1	トリクロロエチレン	0.01	年4回 <sup>*2</sup>	年4回 <sup>*3</sup>	
2	テトラクロロエチレン	0.01	年4回 <sup>*2</sup>	年4回 <sup>*3</sup>	

\*1 ある水質検査項目について、水質の変動を確認する必要があり、それを調査する地点を監視井戸として選定しています。

\*2 六間配水場、八幡山配水場のエアレーション装置の入口及び出口において年4回測定します。

\*3 前川原取水場、本町第5取水場、本町第9取水場、本町第10取水場で検査を実施します。

## (ウ) おいしい水検査項目

	水質の変化のモニタリングのための項目	目標値等	浄水検査頻度	備考
1	水温	20 度以下	年 1 回 <sup>*1</sup>	
2	蒸発残留物	30~200	年 1 回 <sup>*1</sup>	水質基準項目
3	カルシウム及びマグネシウム等(硬度)	10~100	年 1 回 <sup>*1</sup>	水質基準項目
4	遊離炭酸	3~30	年 1 回 <sup>*1</sup>	水質管理目標設定項目
5	有機物等	3 以下	年 1 回 <sup>*1</sup>	水質管理目標設定項目
6	臭気強度(TON)	3TON 以下	年 1 回 <sup>*1</sup>	水質管理目標設定項目
7	残留塩素	0.1~0.4	年 1 回 <sup>*1</sup>	

\*1 水質基準項目と水質管理目標設定項目で項目が重複することから、それらの検査結果を用いる。

## (エ) 残留塩素濃度

水道法第22条及び水道法施行規則第17条の基づく水質検査。

	消毒の残留効果	基準値	浄水給水栓	備考
1	残留塩素	0.1~	月 1 回 <sup>*1</sup>	

\*1 月例の水質検査にあわせて、検査機関に委託して実施します。

## 6 臨時の水質検査等

### (1) 臨時の水質検査

下記のいずれかに該当した場合は、臨時に水質検査を実施します。

なお、臨時水質検査を実施するにあたっては、水道技術管理者が決定します。

#### 臨時水質検査の実施要件

- (ア) 水源の水質が著しく悪化した時
- (イ) 水源の異常があった時
- (ウ) 水源付近、給水区域等で消化器系感染症が流行した時
- (エ) 净水過程に異常があった時
- (オ) 工事等で水道施設が汚染された時
- (カ) その他、特に必要な時

### (2) 再検査及び給水の停止

再検査、給水停止等の措置は下記のとおりとし、水道技術管理者が決定します。

- (ア) 基準超過や前年度等と比較して大きく検査結果が違う等の疑義があるときに再検査を実施します。
- (イ) 原水については、水質基準を超えた時及び時間経過により基準を超過することが予想される時に取水停止します。
- (ウ) 净水については、水質基準を超えた時及び時間経過により基準を超過することが予想される時に給水停止します。

給水停止が実施され、断水等水道の需要者に影響が予想される場合には、秦野市上下水道局の定めた緊急対応マニュアルに則り、行動します。

## 7 水質検査の実施方法

1日1回行う水質検査については、自己検査で行います。

これ以外の浄水及び原水の水質検査については、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、水道法第20条第3項で規定する厚生労働省に登録された水質検査機関に委託して行います。

## 8 水道水質検査計画と水質検査結果の公表方法

水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の5の規定により、水道の需要者に対し、当該計画の情報を提供しなければならないことから、令和7年度の水道水質検査計画をホームページに掲載して公表します。

この計画に基づき実施した水質検査結果は、市民広報及びホームページに掲載して公表します。

## 9 水道水質検査計画を実施する上での注意事項

### (1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果を基準に対し評価し、適合不適合の確認を行い、水道技術管理者へ報告し処置します。

### (2) 水道水質検査計画の見直しに関する事項

ホームページによる水道水質検査計画の公開により得られたお客様の意見を参考にさせていただきながら、毎年より良い計画を作成していきます。

### (3) 水質検査の精度と信頼性確保に関する事項

委託する検査機関は水質検査の精度と信頼性確保の観点から、水道法第20条第3項で規定する厚生労働省に登録された水質検査機関であり、且つ公益財団法人日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)認定水質機関(水道水・浄水51項目認定)を選定します。また内部精度管理実施結果、外部精度管理実施結果の書類等の提出を求め、秦野市が水質検査結果の精度と信頼性を確認します。

### (4) 関係機関との連携に関する事項

国・県・関連水道事業体と密な連絡体制をとり、良好な水質の確保と供給体制の確立に努めます。

万一緊急事態が発生した場合には、関係機関と連携して万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保するとともに、必要に応じて状況や対策をお客様にお知らせします。



問い合わせ先

秦野市上下水道局 水道施設課

〒257-0005

秦野市上大槻190

電話 0463-83-2113

Fax 0463-82-6552

E-mail s-sisetu@city.hadano.kanagawa.jp